

重点施策	事業名	R6年度の事業実績	R7年度実施予定の事業内容	担当課
1 市民一人一人の気付きと見守りを促す				
1-(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	自殺対策推進事業 (自殺対策の普及啓発)	・自殺予防週間では、「自殺対策講演会」及び本庁舎1階ロビーのデジタルサイネージを活用し普及啓発することができた。 ・自殺対策強化月間では、広報紙を活用し自殺対策に関する事業についての普及啓発を行った。	・自殺予防週間(9/10~16)に本庁舎1階市民ふれあいプラザを活用し、普及啓発を実施する。また、本庁舎1階ロビーにてデジタルサイネージを活用し、普及啓発を実施する。 ・自殺対策強化月間(3月)では、本庁舎1階ロビーにてデジタルサイネージを活用し、普及啓発を実施する。	保健予防課
1-(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	SOSの出し方に関する教育* 【新規】	・西浜小学校・小出小学校・鶴が台小学校・萩園中学校において、講師をお招きし、「生命(いのち)の安全教育」を実施。また、市内小・中学校管理職及び教育委員会を対象にした「生命(いのち)の安全教育」を実施した。 ・令和6年度いじめ防止サミットにおいて、市内小・中学校出席者に向けて「心のコップ」を題材に、他者理解を深める考え方について紹介するとともに、各学校での普及につなげられるよう、データの配布等を行った。	・年度当初の校長会で「困難を抱える児童・生徒を早期に把握し、積極的・組織的な相談・支援体制の充実を図る」ことの重要性について、共通理解を図るとともに、その中で児童・生徒のSOSを察知できる校内支援体制の強化と児童・生徒が周囲の大人にSOSを出せる方法を学ぶ機会をつくることについて、確認していく。 ・校長会や児童・生徒指導担当教員研究会を通じて、各学校における「生命(いのち)の安全教育」推進を促す。 ・道徳の授業等を通じて、人の心を「嫌なことがあると水が溜まるコップ」に見立てた「心のコップ」の考え方を紹介するとともに、自己の心を見つめ、様々な方法でSOSを出すことの大切さを伝えていく。	学校教育指導課
1-(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	自殺対策推進事業 (自殺対策の普及啓発)	・ホームページやSNSを活用し、ゲートキーパー養成研修等の事業の周知も行いながら、自殺対策の正しい知識の普及を行うことができた。	・インターネット(市ホームページ)を活用し、自殺対策の正しい知識の普及を行う。	保健予防課
1-(4) うつ病等についての普及啓発の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (普及啓発)	・行政職員および支援機関の職員に対して、こころのサポーター養成研修を実施した。 ・メンタルヘルステイ(10月10日)の際には、本庁舎1階市民ふれあいプラザを活用し、メンタルヘルスに関する知識や相談先等について普及啓発を行った。	・心の病気の理解、関わりについて学ぶことを目的に「心のサポーター養成研修」の対象を民生委員や自治会、企業など、受講者の拡大を検討していく。 ・世界メンタルヘルステイ(10月10日)に合わせて、本庁舎1階ふれあいプラザにて、普及啓発を行う。	保健予防課
2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る				
2-(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進	自殺対策推進事業 (ゲートキーパー養成)	・市民を対象としてゲートキーパー養成研修を5回開催し、ゲートキーパー養成研修受講者等に対しフォローアップ研修を1回開催することができた。	・市民を対象としたゲートキーパー養成研修を年5回実施する。	保健予防課
2-(2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成	自殺対策推進事業 (ゲートキーパー養成)	・保健師学生等にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、自殺対策の説明を行った。 ・ホームページやSNSを活用し、ゲートキーパー養成研修等の事業の周知も行いながら、自殺対策の正しい知識の普及を行うことができた。	・自殺対策教育の推進として、自殺対策に関わる人材の確保、養成のために大学等と連携し、保健師学生、インターンの学生に対して自殺対策の説明やゲートキーパー養成研修を行う。 ・SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行う。	保健予防課
2-(3) 自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・地域包括支援センター、家族、知人ゲートキーパー等より相談があった際は、助言等を行った。また、精神保健福祉センターのコンサルテーションを活用し、他機関と連携し対応を行った。	・自殺対策従事者、家族、知人ゲートキーパー等より相談があった際は、助言等を行っていく。また、精神保健福祉センターのコンサルテーションや他機関と連携し対応をしていく。	保健予防課
3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する				
3-(1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進	地域・職場連携推進協議会 【新規】	8月に地域・職場連携推進協議会を開催し、職場におけるメンタルヘルス対策について、市民まなび講座の活用や相談先の周知を行った。また管内の茅ヶ崎商工会議所、寒川町商工会会員の各事業所にアンケート形式による意識調査を行った。下半期には、意識調査をもとに、事業所に対して保健師が健康づくりのヒアリングを実施したり、学識者が参画する研修会を開催した。研修会では、グループワークを行い、その中でメンタルヘルスについて話し合い、課題や対応についての共有を行った。	昨年度同様に8月に地域・職場連携推進協議会を開催し、職場におけるメンタルヘルス対策について、市民まなび講座の活用や相談先の周知を行う。また、年間を通して、職場での健康づくりに関して協力可能と回答した事業所に要望を聞きながら、講座の実施などの支援をしていく。2月に、関係機関向けに研修会を開催し、働く世代のメンタルヘルス対策についても知識を深めていく。	地域保健課
3-(1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・行政職員および支援機関の職員に対して、心のサポーター養成研修を実施した。	・心の病気の理解、関わりについて学ぶことを目的に「心のサポーター養成研修」の対象を民生委員や自治会、企業など、受講者の拡大を検討していく。	保健予防課
3-(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備	健康増進事業【新規】	保健師・管理栄養士が85件(感染症1、精神保健福祉関連2、生活習慣病30、虚弱高齢者2、他疾患4、その他46)の相談に対応した。	引き続き令和6年度と同様に、保健師・管理栄養士が、電話及び窓口にて、生活習慣病予防の相談を随時対応する。	健康増進課
3-(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備	自殺対策推進事業 (各施策の運動性の向上)	・「こころとくらしの相談会」を9月、3月に開催し、様々な悩みを抱える方の相談に対応した。	・心の健康づくり推進体制として、各関係機関と連携しながら様々な悩みを抱える方の相談に対応していく。	保健予防課
3-(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・精神保健福祉士、保健師による精神保健福祉相談、訪問事業を随時行った。	・精神保健福祉士、保健師による精神保健福祉相談、訪問事業を随時行う。	保健予防課
3-(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備	児童・生徒指導事業【新規】	・毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動・長期欠席に関する調査等により各学校の実態や課題を把握すると同時に、年2回程度行われている、各学校の生活アンケートや日々の教師の児童・生徒の見取りから、気になる児童・生徒のスクリーニングを進め、各学校のケース会議やフック型面談、外部機関等へのアウトリーチへとつなげ(かながわ子どもサポートドック)、早期発見・未然防止等のために取り組んだ。	・年2回以上の学校生活アンケートを実施するとともに、教職員との教育相談を通して、児童・生徒の困りごとを把握し、必要に応じてチーム支援を行う。	学校教育指導課
3-(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備	心の教育相談事業	・R6年度心の教育相談員の相談件数は71,363件 ・その内訳は、小学校3,531件、中学校17,832件 ・最も多い相談は、相談室の開放や校内の巡回等での何気ない会話や交流などの「ふれあい相談」で、全体の約87% ・不登校に関する相談は、全体の約5%	・児童・生徒の悩み相談、話し相手 ・管理職や教職員への情報のつなぎ役 ・中学校区別の学校との連携(連絡会での情報伝達等) ・不登校児童・生徒の対応 ・その他学校の教育相談活動の支援	教育センター
3-(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備	スクールカウンセラー配置活用事業【新規】	・R6年度スクールカウンセラーの相談件数は6,520件 ・その内訳は、小学校2,924件、中学校3,596件 ・最も多い相談は、不登校に関する相談で、全体の約28%	・児童・生徒に対するカウンセリング ・保護者に対するカウンセリング ・児童・生徒に関するアセスメント ・教職員に対するコンサルテーション(情報提供やケース会の参加) ・緊急時の対応(心理の専門家としての支援) ・心理に関する研修等の実施 ・学校課題への対応(不登校、いじめ等の対応) ・校内教育相談体制についての助言 ・スクリーニング会議等におけるアセスメントと助言(課題の早期発見・早期対応)	教育センター
3-(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備	青少年教育相談事業	・R6年度青少年教育相談室の相談件数は、2479件 ・その内訳は、電話相談316件、来所相談2,144件、訪問相談12件、要請相談は7件 ・最も多い相談は、不登校に関する相談で、全体の約67% ・「青少年教育相談のご案内」チラシを配布した。 ・「小・中学生の皆さんへ」チラシを年間2回配布した。	【電話相談は、青少年相談員、一般教育相談員及び心理相談員が担当】 ・青少年電話相談(青少年の様々な問題に関する相談) ・一般教育電話相談(学校・家庭等教育の問題に関する相談) ・「そだち」の電話相談(子どもの発達に関する相談) ・「こころ」の電話相談(一般教育相談を補完する教育全般に関する相談) ・いじめ電話相談(一般教育相談を補完するいじめに関する相談) 【来所相談は、心理相談員が担当】 ・来所による面接相談(悩みや不安に関する心理相談員による相談) ・「青少年教育相談のご案内」チラシの配布(4月)(相談事業の周知を図る) ・「小・中学生の皆さんへ」チラシの配布(5・8月)(児童・生徒に悩み等の相談窓口を周知するとともに、一人で悩まないように呼びかける)	教育センター
3-(4) 大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・能登半島へ災害派遣に行った職員により、市民や支援者等に研修会を行い、災害時のメンタルヘルス対策につなげるよう周知・啓発を行った。 ・災害時のメンタルヘルス支援に活かすため、職員が、メンタルヘルス・ファーストエイドの研修を受講し、必要な職員に研修内容の共有を行った。	・能登半島へ災害派遣に行った職員により、引き続き、市民や支援者等に研修会を行い、災害時のメンタルヘルス対策につなげるよう周知・啓発を行う。 ・災害に関する悩みや相談について、市民や支援者等から相談があった場合、随時対応を行う。 ・災害時のメンタルヘルス支援に活かすため、職員が、災害時のメンタルヘルスに関する研修を受講し、必要な職員に研修内容の共有を行う。	保健予防課
4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする				
4-(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の運動性の向上	自立支援協議会	・自立支援協議会において、各部署の掲げるテーマに沿って、障がいのある方への支援体制の検討や現状の課題抽出を行い、課題解決に向けた検討を行った。	・令和6年度に抽出された地域課題をもとに、各部署において課題解決に向けた取り組みを検討し、障がいのある方への多機関連携による支援体制の構築を目指す。 ・令和5年度以降の自立支援協議会の体制について見直しを行い、施策との運動性を高めるための取り組みを検討していく。	障がい福祉課
4-(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の運動性の向上	自殺対策推進事業 (各施策の運動性の向上)	・茅ヶ崎市自死(自殺)庁内連絡会を7月に開催。茅ヶ崎市自死(自殺)庁内連絡会(部会)を10月に開催し、関係各課の連携を行った。	・茅ヶ崎市自死(自殺)庁内連絡会、庁内各課の会議等を通じて、保健、福祉、教育、労働等の関係各課の連携を深める。 ・「こころとくらしの相談会」を通して、相談者が抱える多面的問題を解決し、庁内職員や関係機関と連携を行った。	保健予防課
4-(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の運動性の向上	精神障がい者等相談・訪問指導事業(各施策の運動性の向上)	・地域支援者の人材育成を目的に「自分らしく暮らす地域づくり～事例をおし支援者ができることを考える～」をテーマとして知識を深めるとともに各機関との連携を深めることができた。(開催日:7月24日)	・相談支援に関わる方のスキルアップを目的に人材育成研修を実施。	保健予防課
4-(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実(各施策の運動性の向上)	精神障がい者等相談・訪問指導事業(各施策の運動性の向上)	・心の病気の理解、関わりについて学ぶことを目的に「心のサポーター養成研修」をメンタルヘルス部会兼研修会として開催した。(開催日:10月24日)	・心の病気の理解、関わりについて学ぶことを目的に「心のサポーター養成研修」の対象を民生委員や自治会、企業など、受講者の拡大を検討していく。	保健予防課

重点施策	事業名	R6年度の事業実績	R7年度実施予定の事業内容	担当課
4- (3) かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上	医師臨床研修事業【新規】	臨床医師研修の対象者等に向けて令和6年4月に実施した合同オリエンテーションにおいて、保健予防課の業務説明の一環で精神保健福祉に関して説明を行った。	令和6年度に引き続き、合同オリエンテーションでの事業説明を中心に精神保健福祉についての理解を深めるための取組を実施する。	保健企画課
4- (3) かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上	救急隊員育成事業	・計画的に養成した指導救急士が職員研修等を企画し、その内容に自殺企図等の傷病者に対する研修を含めることで理解を深めた。 ・近隣の二次病院での病院実習について、計画のとおり実施した。	・救急隊が現場で体験した事例等を含め、どのような対応ができるか等、自殺企図等の傷病者に対する研修を実施する。 ・高度化する救急救命処置に対応できるように、近隣の二次病院での病院実習を計画的に実施する。 ・救急現場での救急救命処置、出動外での職員研修等、救急隊員の指導的な役割を担う指導救急士を養成し、救急現場活動の質を向上させる。	警防救命課
4- (3) かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上	自殺対策推進事業 (ゲートキーパー養成)	・かかりつけ医の資質向上については、保健所における医師臨床研修において、地域における自殺対策やゲートキーパー養成研修、その他、地域の相談機関等に関する知識の普及を行った。	・かかりつけ医の資質向上については、保健所における医師臨床研修において、地域における自殺対策やゲートキーパー養成研修、その他、地域の相談機関等に関する知識の普及を図る。	保健予防課
4- (4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	相談支援体制の機能強化【新規】	・令和6年度より、自立支援協議会に基幹相談支援センターを事務局とした相談支援部会を創設した。部会は4回開催され、相談体制等に関する課題の抽出及びその共有が行われた。 ・発達障害専門相談員による事業所向け支援として、巡回相談を25回、窓口相談を6回、研修会を4回、事例検討会を3回実施し、支援者のスキルアップの場を提供した。 ・基幹相談支援センターによる相談支援専門員を対象としたグループスーパーバージョンが実施された他、基幹相談センターが地域から講師として招聘される機会も増えており、相談体制の周知につながった。	・相談支援部会において、令和6年度に抽出された課題に基づき、引き続き相談支援体制の整備、強化について検討していく。 ・発達障害専門相談員による巡回相談、研修会等を実施し発達障害に関する正確な知識を有する支援者を増やすことにより、地域の支援力を向上を目指す。 ・基幹相談支援センターによる研修会等を通じ、支援者間のつながりを強化し、相談支援体制の充実や相談事業の周知を行う。	障がい福祉課
4- (4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	療育相談事業【新規】	・子どもの発達に関して、ケースワークや親子教室、巡回相談、心理相談、言語相談を実施した。 ・保育園や幼稚園等の関係機関と連携することで早期対応と継続支援を行うことができた。	子どもの発達に関する相談支援を行い、必要に応じて親子教室や巡回相談、専門相談等を行う。	こども育成相談課
4- (5) うつ等のスクリーニングの実施	一般介護予防事業【新規】	・介護予防講演会：5回開催(栄養、聴聴(耳の聞こえ)、歯科、シニアのためのメンタルヘルス、コグニティブ) ・転倒予防教室：市内20会場毎月1回ずつ開催 ・歌謡教室：市内24会場毎月1回502回開催 ・フレイルチェック事業：年10回開催に加え、健康増進課の事業においてフレイルチェック事業の紹介を実施。 ・CD、DVDの貸出：貸出実績なし。	・介護予防講演会：5回開催(①フレイル②歯科(市民向け)③歯科(支援ボランティア向け)④コグニティブ⑤社会参加または栄養) ・転倒予防教室：市内20会場、5月から3月の期間で、毎月1回/会場で開催。 ・歌謡教室：市内24会場、毎月2回/会場で開催。 ・フレイルチェック事業：年14回開催(市内13圏域でそれぞれ1回ずつの開催に加え、健康増進課の事業において1回開催)。 ・ちがさき体操等のCD、DVDの貸出：随時窓口にて受け付ける。	高齢福祉課
4- (5) うつ等のスクリーニングの実施	妊産婦健康診査事業【新規】	・定期的な妊産婦健康診査の受診により、母体と胎児の健康状態の確認を行い、周産期特有の疾患や、妊娠糖尿病などの合併症、胎児異常、ハイリスク因子を早期に発見し、適切で、迅速な対応を行った。 ・産婦の1か月健診では、産婦の母体の健康管理の促進や異常の早期発見、エジソン産後うつ病による産後うつ病の早期スクリーニングを行った。	妊産婦健康診査に使用する妊産婦14回分、産後2回分の補助券を支給する。産後2週間と、産後1か月の時期にエジソン産後うつ病スケール(以下EPDS)と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後うつのスクリーニングを実施し、EPDS9点以上の場合には、産科医療機関と連携して、専門職の訪問に早期につなげる等のフォローを行う。	こども育成相談課
4- (5) うつ等のスクリーニングの実施	母子訪問指導事業	・産婦の1か月健診でのエジソン産後うつ病スケールによる産後うつ病の早期スクリーニングの活用や、産科医療機関との連携等を迅速に実施した。 ・専門職による乳児全戸訪問や母子訪問では、エジソン産後うつ病スケール(以下EPDS)と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後うつのスクリーニングを実施し、適時、地区担当保健師の継続支援、産科や精神科、心療内科等医療機関との連携を行った。また、産後ケア事業、ヘルパー事業の紹介等、母子の状況やニーズに応じた支援を行うことができた。	専門職による乳児全戸訪問や母子訪問において、エジソン産後うつ病スケール(以下EPDS)と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後うつのスクリーニングを実施する。必要に応じて、地区担当保健師の支援、産科や精神科、心療内科等の医療機関との連携や産後ケア事業、ヘルパー事業の紹介等、母子の状況やニーズに応じた支援を行う。	こども育成相談課
4- (5) うつ等のスクリーニングの実施	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・相談の中で相談者の生活の様子、過ごし方をアセスメントする中でうつ等のスクリーニングを行い、必要な支援に繋がった。 ・精神科医師によりこころの健康相談により、医師により医療的な見立てを立てた上で必要な支援及び機関につなげることができた。	・相談の中で相談者の生活の様子、過ごし方をアセスメントする中でうつ等のスクリーニングを行い、必要な支援に繋げる。	保健予防課
4- (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	多重債務相談事業	・職員による事前相談を実施した。 ・弁護士による法律相談(第2月曜日・第4金曜日13:15から16:15予約制)を開設しました。 ・市民や庁内への周知啓発を実施した。	・職員による事前相談 ・弁護士による法律相談開設に係る事務(第2月曜日・第4金曜日13:15から16:15予約制) ・市民や庁内への周知啓発事務	市民相談課
4- (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	生活困窮者自立相談支援事業	令和6年度は昨年度に比べ増加傾向。物価高騰の影響により経済に与える影響があったことや社会的に孤立していることで精神的な課題や就職活動が困難な相談が多かった。そのため家計改善支援、就労支援、就労準備支援の件数は増えています。就労は決定したものの経済情勢の影響を受けやすい状況にあり、引き続き、支援や見守りが必要となるケースもみられた。 【相談状況】 令和5年度 305件 令和6年度 443件 【支援状況】プラン作成件数 令和5年度 76件 令和6年度 94件	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ緊急、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う。 ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・高齢者等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
4- (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	依存症等対策事業(普及啓発講演会)【新規】	・ギャング依存症に対して正しい知識と理解を深めるため、「もしかしてこれって『ギャング依存症』?!?〜病気の理解と当事者・家族の思い〜」として講演会を実施した。(開催日：令和7年1月15日) ・アルコール関連問題啓発週間の啓発として、11月6日～11月13日にエレベーターホールデジタルサイネージ、ソーシャルメディア等で情報発信を実施した。	・精神保健福祉普及啓発講演会を開催する。 ・ギャング等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)やアルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)の際に、本庁舎1階デジタルサイネージや本庁舎及び分庁舎の掲示板を活用し、普及啓発を行う。	保健予防課
4- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	医事等に関する事務【新規】	週2回(月曜日、木曜日)に開設している医療安全相談窓口において、延299件の相談を受けた。 電話相談を中心に、窓口面談も行いつつ、患者やそのご家族に対して、医療機関と信頼関係を築く援助を行うとともに、困りごとや苦情に関する相談に対して、必要に応じて医療機関に助言・情報提供を行った。 また、新たな相談機関として、茅ヶ崎市立病院内に設置される「がん相談支援センター」との連携を開始した。	看護師資格を有する専任相談員を配置し、週2回(月曜日、木曜日)の8時30分から16時までの医療安全相談窓口の運営を行う。 電話相談を中心に、茅ヶ崎市や寒川町にある医療機関を受診する患者やそのご家族と、その医療機関が信頼関係を築く支援を行う。また、中立的な立場として、「困りごとや苦情に関する相談」にのり、必要に応じて医療機関に助言・情報提供を行う。	地域保健課
4- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	各種医療相談の実施	・病院内に各種リーフレット配架。 ・医療相談延べ件数は9,744件であり、社会福祉制度1,495件、セカンドオピニオン12件、転院3,097件、在宅療養3,385件、施設等761件の相談対応を実施した。 ・相談に応じて関係機関と情報共有し、適切な関係先につなぐ。	・病院内に各種リーフレット配架。 ・医療相談、社会福祉制度、セカンドオピニオン、転院、在宅療養、施設等の相談対応を行う。 ・相談に応じて関係機関と情報共有し、適切な関係先につなぐ。 ・孤立、生活困窮等の患者を適切な支援先につなぐ。	患者支援センター (茅ヶ崎市立病院)
4- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	がん相談支援センター事業【新規】	・ポスター、リーフレットの配布場所を拡大し周知活動を実施した。(公民館、コミュニティセンター、図書館、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅ケア、小規模多機能(保健所)) ・病内の電光掲示板を用いた周知活動。 ・がん相談件数は2,067件であり、がん治療、治療に伴う副作用、自宅療養や介護相談、医療費・福祉制度相談、セカンドオピニオン、緩和ケア、仕事との両立等の個別相談を実施した。 ・がん相談対応でうつ、自殺リスクのある相談者を精神科または臨床心理士へ繋いだ。	・ポスター、リーフレットの配布場所を拡大し周知活動を行う。(公民館、コミュニティセンター、図書館、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅ケア、小規模多機能(保健所)) ・病内の電光掲示板を用いた周知活動。 ・がん治療、治療に伴う副作用、自宅療養や介護相談、医療費・福祉制度相談、セカンドオピニオン、緩和ケア、仕事との両立等の個別相談の実施。 ・がん相談対応でうつ、自殺リスクのある相談者を精神科または臨床心理士へつなぐ。 ・遺族に対するグリーフケア	患者支援センター (茅ヶ崎市立病院)
4- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・相談の中で相談者の生活の様子、過ごし方をアセスメントする中でうつ等のスクリーニングを行い、必要な支援に繋がった。 ・精神科医師によりこころの健康相談により、医師により医療的な見立てを立てた上で必要な支援及び機関につなげることができた。	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
4- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	難病患者支援対策推進事業【新規】	・特定医療費(指定難病)受給者証の集中更新と合わせて難病相談会7日間開催。 ・難病講演会「上手に付き合おう〜膠膜〜」を交流会と合わせて開催。オンデマンド配信も実施し、令和6年度末時点でYouTubeは694回再生された。 ・パーキンソン病の交流会を2回開催。その内1回はリハビリ教室と合わせて開催。 ・在宅難病患者保健医療福祉従事者研修会「難病患者の生活を支える支援について考えよう」を介護支援専門員向けに開催。	・特定医療費(指定難病)受給者証の集中更新と合わせて難病相談会8日間開催する。 ・難病患者と家族のつどい(パーキンソン病3回、多系統萎縮症・腎臓小脳変性症1回)を4回開催する。 ・難病講演会、在宅難病患者保健医療福祉従事者研修会「災害対策」をテーマに年1回開催する。	保健予防課
4- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	難病患者相談・訪問支援事業【新規】	・窓口でアンケートを実施し、不安や困りごとのある方200名に対し面談を行った。また、筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、筋ジストロフィーなどの神経難病患者を中心に、電話や訪問を行い継続的に支援を行った。また、人工呼吸器装着難病患者の災害対策として、「災害ノート」を当事者家族や関係機関と一緒に実際に作成を行った。	・難病患者及び家族等からの相談については、随時対応し不安の軽減を図る。必要な支援に対しては、関係機関につなげ、連携を図りながらサービス導入を支援する。 ・窓口で行っているアンケートの内容を改定し、人工呼吸器等、医療的ケアのある難病患者が後継者の面接につながりやすいような体制づくりを行う。 ・人工呼吸器装着難病患者に対し「災害ノート」の作成、計画の更新を行い、災害対策について一緒に考えていく。	保健予防課
5 地域における自殺リスクを低下させる				
5- (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	相談支援体制の機能強化【新規】	・令和6年度より、自立支援協議会に基幹相談支援センターを事務局とした相談支援部会を創設しました。部会は4回開催され、相談体制等に関する課題の抽出及びその共有が行われた。 ・発達障害専門相談員による事業所向け支援として、巡回相談を25回、窓口相談を6回、研修会を4回、事例検討会を3回実施し、支援者のスキルアップの場を提供した。 ・基幹相談支援センターによる相談支援専門員を対象としたグループスーパーバージョンが実施された他、基幹相談センターが地域から講師として招聘される機会も増えており、相談体制の周知につながった。	・相談支援部会において、令和6年度に抽出された課題に基づき、引き続き相談支援体制の整備、強化について検討していく。 ・発達障害専門相談員による巡回相談、研修会等を実施し発達障害に関する正確な知識を有する支援者を増やすことにより、地域の支援力を向上を目指す。 ・基幹相談支援センターによる研修会等を通じ、支援者間のつながりを強化し、相談支援体制の充実や相談事業の周知を行う。	障がい福祉課
5- (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(普及啓発)	・保健所管内の福祉施設職員に対して、「働く人のメンタルヘルス」をテーマに研修を実施した。	・心の病気の理解、関わりについて学ぶことを目的に「心のサポーター養成研修」の対象を民生委員や自治会、企業など、受講者の拡大を検討していく。	保健予防課
5- (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・「令和6年度こころの相談窓口等のご案内」パンフレットを配布して相談窓口情報等の周知、発信を行った。	・「令和7年度こころの相談窓口等のご案内」パンフレットを配布して相談窓口情報等の周知、発信を行う。	保健予防課
5- (2) 多重債務の相談窓口の整備	多重債務相談事業	・職員による事前相談を実施。 ・弁護士による法律相談(第2月曜日・第4金曜日13:15から16:15予約制)を開設した。 ・市民や庁内への周知啓発を実施。	・職員による事前相談 ・弁護士による法律相談開設に係る事務(第2月曜日・第4金曜日13:15から16:15予約制) ・市民や庁内への周知啓発事務	市民相談課

重点施策	事業名	R6年度の事業実績	R7年度実施予定の事業内容	担当課
5-(3) 失業者等に対する相談窓口の充実	勤労市民会館の管理運営	学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座・セミナーを年間通して実施した。また、キャリアカウンセラーによる就職・就労サポートコーナー（週月～金）では年間1,265名、社会保険労務士による相談会（月3回）では年間64名の相談を実施した。	学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座・セミナーを実施する。また、キャリアカウンセラーや社会保険労務士による相談事業を実施する。	産業観光課
5-(3) 失業者等に対する相談窓口の充実	街頭労働相談事業【新規】	神奈川県及び社会保険労務士会藤沢支部と連携し、事前予約不要の労働に関する相談会を年2回（5月・10月）実施し、各回相談件数は5月24件、10月57件となった。	神奈川県及び社会保険労務士会藤沢支部と連携し、事前予約不要の労働に関する相談会を年2回（5月・10月）実施する。	産業観光課
5-(3) 失業者等に対する相談窓口の充実	生活困窮者自立相談支援事業	令和6年度は昨年度に比べ増加傾向。物価高騰の影響により経済に与える影響があったことや社会的に孤立していることで精神的な課題や就職活動が困難な相談が多くあった。そのため家計改善支援、就労支援、就労準備支援の件数は増えています。就労は決定したものの経済情勢の影響を受けやすい状況にあり、引き続き、支援の見守りが必要となるケースもみられた。 【相談状況】 令和5年度 305件 令和6年度 443件 【支援状況】プラン作成件数 令和5年度 76件 令和6年度 94件	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ繋ぎ、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う。 ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえで留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施し、個々の状況にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
5-(3) 失業者等に対する相談窓口の充実	生活保護受給者就労支援事業	就労支援員を配置し、生活保護受給者で就労する能力がある者に対し、就労意欲の喚起及び面接等の指導、並びにハローワークへの同行訪問等を行うことにより、早期の就労及び経済的自立を促した。	・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う。	生活支援課
5-(3) 失業者等に対する相談窓口の充実	障がい者就労支援事業【新規】	・湘南地域就労援助センターと連携し、障がいのある方への求職・定着支援、企業への障がい者雇用の推進支援を行った。 ・障がい者職業相談を実施し、11件の相談に応じた。 ・市役所市民ふれあいプラザ内カフェドットコムにおいて、就労訓練の場を提供する「就労体験事業」を実施し、4名の訓練生が就労訓練を行った。また、障がい者職場体験事業では2名の方が職場体験を行った。 ・職員課および都市政策課とともに市職員を対象とした研修会を実施し、障がい者雇用についての理解啓発を行った。	・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。	障がい福祉課
5-(4) 経営者に対する相談事業の実施	中小企業経営・融資支援事業	【制度融資申込実績】 ・振興資金 51件 417,580千円 ・経営安定特別資金 47件 719,200千円 ・小口資金 13件 39,298千円 【信用保証料補助金交付実績（市制度融資分）】 ・96件 14,592,933円 【利子補給金交付実績】 ・254件 15,772,400円	市内事業者に対して市の制度融資を周知広報するとともに、随時、申請や相談を受け付ける。	産業観光課
5-(4) 経営者に対する相談事業の実施	中小企業経営等相談事業【新規】	【経営・創業相談実績】 ・相談回数 12回 ・相談件数 55件	起業を検討されている方や経営者の方の問題について必要に応じて関係機関のご紹介や市役所で行う月1回の経営・創業相談の予約受付を行う。	産業観光課
5-(5) 法的問題解決のための情報提供の充実	市民相談事業	・市民の日常生活に係る問題について、市職員、市民相談員が相談に応じた。（月曜日～金曜日 8:30から17:00）	・市民の日常生活に係る問題について、市職員、市民相談員が相談に応じる。（月曜日～金曜日 8:30から17:00）	市民相談課
5-(6) 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等	医薬品等監視指導事業【新規】	・年間を通し薬局等に対して医薬品等の品質及び安全性を確保するため、適正な販売、保管、管理等について監視指導を実施した。監視の際に、一般用医薬品や毒劇物の適正な販売の実施について確認した。 ・薬物乱用防止推進地域連絡会合同キャンペーンを令和6年11月14日に実施し、地域住民の薬物乱用防止の意識向上を図った。	・薬局等に対して医薬品等の適正な販売、保管、管理等の取扱いについて監視指導を実施しています。監視の際に、一般用医薬品や毒劇物の適正な販売の実施について確認する。 ・地域の薬物乱用防止環境づくりのため、関係機関や団体等と連携し、茅ヶ崎・寒川地域にて薬物乱用防止推進地域連絡会合同キャンペーンを実施予定。	衛生課
5-(6) 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等	依存症等対策事業（普及啓発講演会）【新規】	・薬物乱用防止キャンペーンで普及啓発を実施した。	・薬物乱用防止キャンペーンにおいて普及啓発を実施する。	保健予防課
5-(7) ICTを活用した自殺対策の強化	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・市ホームページに、国や県、本市が実施する電話相談、オンライン相談を含めた各種相談先を掲載、メンタルヘルスに関するセルフチェックができる機関の案内を掲載した。 ・SNSやメール配信を活用し、自殺対策の普及啓発を行った。	・ICTでは、相談や支援につながりにくい若者へ情報が届くようにSNSを活用した情報発信を行う。	保健予防課
5-(7) ICTを活用した自殺対策の強化	自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成）	・ゲートキーパー養成研修終了後、養成研修動画（YouTube）についても周知し、自殺対策の強化を行った。	・ゲートキーパー養成研修終了後に、参加者各自で振り替えられるようにゲートキーパー養成研修動画（YouTube）の周知を行い、更なるICTを用いた自殺対策の強化を行う。	保健予防課
5-(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・市ホームページに、国や県、本市が実施する電話相談、オンライン相談を含めた各種相談先を掲載、メンタルヘルスに関するセルフチェックができる機関の案内を掲載した。 ・SNSやメール配信を活用し、自殺対策の普及啓発を行った。	・インターネット（市ホームページ）に国や県、本市が実施する電話相談、オンライン相談を含めた各種相談先を掲載して相談先の周知を行う。また、市ホームページにメンタルヘルスに関するセルフチェックができる機関の案内を掲載する。	保健予防課
5-(9) 介護者への支援の充実	家族介護支援事業	・家族介護教室（委託）：13回開催 ・家族介護教室（市主催）：1回開催	・家族介護教室（委託）：13地区地域包括支援センターへ委託し、13回開催予定 ・家族介護教室（市主催）：1回開催予定	高齢福祉課
5-(9) 介護者への支援の充実	認知症施策推進事業	・認知症施策検討会：年3回開催 市の認知症関連施策の共有や意見聴取を行うほか、第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時、認知症施策推進計画を兼ねる計画にすることについて検討を進めるための準備として実施予定の高齢者等に対するアンケート調査に関する内容等の検討を行った。 ・認知症初期集中支援チーム委員会：年12回開催（ケース検討延べ57件） ・認知症施策推進事業（委託） 13地区地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を兼務で配置している。認知症施策推進を目的とし、2か月に1回、認知症地域支援推進員連絡会を開催し、認知症地域支援推進員の連携体制の構築を図った。	・認知症施策検討会：年2回開催予定。令和6年度に実施した認知症に関するアンケート調査の結果を踏まえ、認知症施策の在り方等について意見交換を行う予定。 ・認知症初期集中支援チーム委員会：年12回開催予定。 ・認知症施策推進事業（委託）：13地区地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を兼務で配置。認知症地域支援推進員連絡会を2か月に1回（年6回）開催し、認知症地域支援推進員の連携体制の構築を図る。	高齢福祉課
5-(9) 介護者への支援の充実	SOSネットワーク事業	・認知症等行方不明高齢者SOSネットワーク：SOSネットワーク利用実績36件。登録者数（R7.4.1時点）は274人（R6年度登録：59人、R6年度取消：51人）。R6.10月から電子申請を開始。	・行方不明となるおそれのある高齢者のうち、随時申請のあった者について事前登録を行う。 ・関係機関等と連携し、認知症等高齢者の見守り体制を構築する。 ・認知症等のために行方不明となった高齢者を早期発見・早期保護するため、関係機関等への連絡や市民への捜索依頼（防災行政無線の活用）を行う。	高齢福祉課
5-(9) 介護者への支援の充実	認知症高齢者早期発見位置お知らせサービス事業（GPS装置の貸与）【新規】	・認知症早期発見位置お知らせサービス：R6年度延べ利用人数176人	・認知症等高齢者が行方不明になった時早期発見できるよう、希望者に対してGPS装置の貸与を行う。	高齢福祉課
5-(9) 介護者への支援の充実	高齢者等の福祉の相談等に関する事務（福祉事務所業務）	令和6年度相談実績 2680件/年	・随時、地域包括支援センター等と連携し、高齢者と家族への情報収集や助言、関係機関とのつないでいく。 ・必要な場合、関係機関等に情報提供を行い、連携していく。	高齢福祉課
5-(9) 介護者への支援の充実	地域包括支援センター運営に関する事務【新規】	○全地域包括支援センターの相談受付状況 ・登録者数 27661件 ・基本チェックリストの実施状況：65～74歳 76件、75歳以上 491件 ・相談件数：23413件 ・訪問件数：3871件 ○基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターへの総合調整・後方支援を目的として、次を実施。 ・月報の受領：各地域包括支援センターが対応した相談件数及び内容等について、月1回報告を受領。 ・管理責任者会の開催：6回開催 ・各専門部会の開催：主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師それぞれの部会を月1回開催し、情報共有等を実施。 ・人材育成研修：5回実施（①Kintone活用②高齢者虐待③災害対策④行動変容⑤意思決定支援） ・相談支援への助言：随時対応。	○市内13か所の地域包括支援センター ・市民の相談支援に随時対応する。 ○基幹型包括支援センター ・月報の受領：各地域包括支援センターより月1回 ・管理責任者会の開催：6回 ・各専門部会：主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師それぞれの部会を月1回 ・人材育成研修：5回（①生成AI②カスタマーハラスメント③メンタルヘルス④情報セキュリティ⑤地区分析）	高齢福祉課
5-(9) 介護者への支援の充実	若年性認知症相談・指導事業【新規】	・保健師による随時相談を延42件行った。必要時、若年性認知症支援コーディネーター等と連携して支援を実施した。 ・当事者支援として若年性認知症本人ミーティングを月1回（合計年12回）実施した。また、自主グループ若年性認知症家族の会「うみの会」への支援を行った。	・保健師による随時相談を行う。相談があった場合は、必要時、若年性認知症支援コーディネーター等と連携して支援を実施する。 ・当事者支援として若年性認知症本人ミーティングを月1回（合計年12回）実施する。また、自主グループ若年性認知症家族の会「うみの会」への協力を行う。	保健予防課
5-(9) 介護者への支援の充実	認知症地域支援・人材育成に関する事務【新規】	・普及啓発では、高齢福祉課と共催で「ちがさきオレンジDay」を年1回実施した。 ・人材育成として、若年性認知症従事者研修を年1回開催した。 ・茅ヶ崎市、寒川町の高齢福祉担当が主催する「認知症初期集中支援チーム委員会」に出席し情報共有を行いながら、若年性認知症の地域支援を行った。	・普及啓発では、高齢福祉課と共催で「ちがさきオレンジDay」を年1回実施する。 ・人材育成として、若年性認知症従事者研修を年1回開催する。 ・被害者支援自助グループピア神奈川による専門相談開設に係る事務 ・茅ヶ崎市、寒川町の高齢福祉担当が主催する「認知症初期集中支援チーム委員会」に出席し情報共有を行いながら、若年性認知症の地域支援を行っていく。	保健予防課
5-(10) ひきこもりの方への支援の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神科医師によるこころの健康相談では、ひきこもりに関する相談があった際には、関係機関と情報共有を行いながら相談対応を行い、関係機関と連携した。	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
5-(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	犯罪被害者等支援事業	・職員による相談対応及び支援（見舞金、転居費用援助、家賃援助、家事介護支援、こども一時預かり支援）を実施した。 ・被害者支援自助グループピア神奈川による専門相談を開設した。 ・アドバイザー弁護士との依頼、相談・県からの講師派遣依頼への対応、視察対応を実施した。 ・啓発活動を実施した。	・職員による相談対応及び支援（見舞金、転居費用援助、家賃援助、家事介護支援、こども一時預かり支援） ・被害者支援自助グループピア神奈川による専門相談開設に係る事務 ・アドバイザー弁護士との依頼、相談・県からの講師派遣依頼への対応、視察対応 ・啓発活動	市民相談課

重点施策	事業名	R6年度の事業実績	R7年度実施予定の事業内容	担当課
5-(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	女性のための相談事業	【女性のための相談室の相談件数】 電話相談：884件 面談相談：253件 法律相談：75件 【市内DVネットワーク会議】 1回開催 【デートDV予防講座】 3校で実施 【デートDV予防リーフレットの配布】 市立中学校13校の3年生全員に配布 【女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展】 11月11日～15日 市役所市民ふれあいプラザ 11月18日～23日 男女共同参画推進センター	・女性のための相談室を運営し、電話、面談相談を通じて相談者の抱える悩みの解決のための支援につなげる。 ・市内DVネットワーク会議を開催し、関係課かいたの情報共有を行う。 ・希望した市内の市立中学校2校にデートDV予防講座の実施を予定している。また、人権教育を担当する教職員に対しデートDV予防講座の実施を予定している。 ・市内全ての市立中学に通学している3年生に対してデートDV予防リーフレットの配布を予定している。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）にパネル展の実施を予定している。	多様性社会推進課
5-(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	家庭児童相談事業	・関係機関等からの通報などで関わったケースの中で、自傷行為や自殺企図などがある案件については、保健予防課や医療機関、児童相談所と連携を図りながら迅速な対応を行った。 ・子育て練習講座「ほしつメソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を5回コースを7講座開催した。	・児童虐待や家庭での困り事を抱えた家庭を要保護児童対策地域協議会等として継続的な支援を実施する。その中で、自傷行為や自殺をほめかすケースについては、保健予防課や医療機関と連携を図りながら対応する。 ・子育て練習講座「ほしつメソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を4回コースを8講座開催する。	こども育成相談課
5-(12) 生活困窮者への支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業	令和6年度は昨年度に比べ増加傾向。物価高騰の影響により経済に与える影響があったことや社会的に孤立していることで精神的な課題や就職活動が困難な相談が多かった。そのため家計改善支援、就労支援、就労準備支援の件数は増えている。就労は決定したものの経済情勢の影響を受けやすい状況にあり、引き続き、支援や見守りが必要となるケースもみられる。 【相談状況】 令和5年度 305件 令和6年度 443件 【支援状況】プラン作成件数 令和5年度 76件 令和6年度 94件	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ緊急、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う。 ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
5-(12) 生活困窮者への支援の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神科医師によりこころの健康相談では、生活困窮に関する相談の際には、関係部署等と連携し適切な窓口へ案内した。	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
5-(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	生活困窮者自立相談支援事業	令和6年度は昨年度に比べ増加傾向。物価高騰の影響により経済に与える影響があったことや社会的に孤立していることで精神的な課題や就職活動が困難な相談が多かった。そのため家計改善支援、就労支援、就労準備支援の件数は増えている。就労は決定したものの経済情勢の影響を受けやすい状況にあり、引き続き、支援や見守りが必要となるケースもみられる。 【相談状況】 令和5年度 305件 令和6年度 443件 【支援状況】プラン作成件数 令和5年度 76件 令和6年度 94件	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ緊急、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う。 ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
5-(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神科医師によるこころの健康相談では、ひとり親家庭に関する相談があった際には、関係機関と情報共有を行い、対象者に情報提供を行った。	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
5-(14) 性的マイノリティへの支援の充実	人権啓発事業【新規】	・パートナーシップ宣言件数：6件 ・12月11日に性的マイノリティをテーマに「茅ヶ崎市人権啓発講演会」を開催。市民・職員合わせて111名が参加。 ・人権団体が開催する各種研修・講演会に職員が参加し、人権意識の向上を図った。	・パートナーシップ宣言制度運用開始から、令和6年度末まで、34件の宣言があり、引き続き、制度の周知に努める。 ・県内人権団体が開催する研修・講演会に職員を派遣し、様々な人権課題に対する職員の人権意識向上を図る。	多様性社会推進課
5-(14) 性的マイノリティへの支援の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・精神科医師によるこころの健康相談では、性的マイノリティへの支援を各課と協力しながら行った。	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
5-(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・市ホームページにメンタルヘルスに関するセルフチェックができる機関の案内を掲載することができた。	・インターネット（市ホームページ）に圈や県、本市が実施する電話相談、オンライン相談を含めた各種相談先を掲載して相談先の周知を行う。また、市ホームページにメンタルヘルスに関するセルフチェックができる機関の案内を掲載する。	保健予防課
5-(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・相談手段について、対象者のニーズに合わせて、対面相談、訪問による相談以外にもZoomやメールを使用したオンライン相談を行った。	・相談手段については、対象者のニーズに合わせて、対面相談、訪問による相談以外にもZoomを使用したオンライン相談を行う。	保健予防課
5-(16) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知	生活困窮者自立相談支援事業	令和6年度は昨年度に比べ増加傾向。物価高騰の影響により経済に与える影響があったことや社会的に孤立していることで精神的な課題や就職活動が困難な相談が多かった。そのため家計改善支援、就労支援、就労準備支援の件数は増えている。就労は決定したものの経済情勢の影響を受けやすい状況にあり、引き続き、支援や見守りが必要となるケースもみられる。 【相談状況】 令和5年度 305件 令和6年度 443件 【支援状況】プラン作成件数 令和5年度 76件 令和6年度 94件	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ緊急、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う。 ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
5-(17) 自殺対策に資する居場所づくりの推進	自殺対策推進事業（各施策の運動性の向上）	・「こころとくらしの相談会」を9月、3月に開催し、様々な悩みを抱える方の相談に対応した。 ・茅ヶ崎市自死（自殺）庁内連絡会を7月に開催。茅ヶ崎市自死（自殺）庁内連絡会（部会）を10月に開催し、関係各課の連携を行った。 ・自死遺族ミーティング（3月）を開催し、家族や友人など身近な人を自死で亡くした方の居場所づくりを行った。	・「こころとくらしの相談会」を年1回開催し必要な支援や制度につなげる。 ・茅ヶ崎市自死（自殺）庁内連絡会、庁内各課の会議等を通じて、保健、福祉、教育、労働等の関係各課の連携を深める。 ・「こころとくらしの相談会」を通して、相談者が抱える多面的問題を解決し、各関係機関と連絡を行った。	保健予防課
6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	6-(1) 救急医と精神科医との連携	救急病院精神科医療機関連絡会 ・自殺未遂者支援について茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会について委員より意見をいただいた。	「自殺未遂者支援」について地域課題やニーズ調査のため、管内の救急と精神科医療機関にアンケート調査を行う。	保健予防課
6-(2) 精神科救急医療体制の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業（各施策の運動性の向上）	・事例をとおして地域生活と医療との連携について検討を行った。また、地域精神保健福祉連絡協議会において意見交換を実施した。 ・自殺リスクがある方についてコンサルテーションを活用し事例検討を行った。	・地域精神保健福祉連絡協議会等において地域の課題について意見交換を行い、医療連携を図っていく。 ・自殺リスクがあるケースについては、コンサルテーションを活用しケース検討を実施する。	保健予防課
6-(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化	救急病院精神科医療機関連絡会	・自殺未遂者支援について、神奈川県取組について、アンケートやヒアリングに協力し、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会について委員より意見をいただいた。	・「自殺未遂者支援」について地域課題やニーズ調査のため、管内の救急と精神科医療機関にアンケート調査を行う。	保健予防課
6-(4) 居場所づくりとの運動による支援	自殺対策推進事業（各施策の運動性の向上）	・茅ヶ崎市自死（自殺）庁内連絡会を7月に開催。茅ヶ崎市自死（自殺）庁内連絡会（部会）を10月に開催し、関係各課の連携を行った。 ・自死遺族ミーティング（3月）を開催し、家族や友人など身近な人を自死で亡くした方の居場所づくりを行った。	・心の健康づくり推進体制として、「こころとくらしの相談会」を年1回開催し相談対応機能を向上させる。 ・茅ヶ崎市自死（自殺）庁内連絡会、庁内各課の会議等を通じて、保健、福祉、教育、労働等の関係各課の連携を深める。 ・「こころとくらしの相談会」を通して、相談者が抱える多面的問題を解決し、各関係機関と連絡を行った。	保健予防課
6-(5) 家族等の身近な支援者に対する支援	自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	・対象者の相談だけでなく、家族のメンタルヘルスの支援や支援者支援を行い、正しい知識の普及を推進した。	・対象者の相談だけでなく、家族のメンタルヘルスの支援や支援者支援を行い、正しい知識の普及を推進する。	保健予防課
6-(5) 家族等の身近な支援者に対する支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	精神科医師によるこころの健康相談では、家族等の身近な支援者から相談があった際には、正しい知識の普及を推進した。	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
6-(6) 学校、職場等での事後対応の促進	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	・他部署からの依頼、また困難事例について神奈川県精神保健福祉センターにコンサルテーションを依頼し、3回開催した。	・他部署からの依頼、また困難事例があった場合は神奈川県精神保健福祉センターにコンサルテーションを依頼して相談、助言を行う。	保健予防課

重点施策	事業名	R6年度の事業実績	R7年度実施予定の事業内容	担当課	
7	遺された人への支援を充実する				
7-(1)	遺族の自助グループ等の運営支援	自殺対策推進事業(各施策の運動性の向上)	・遺族等への相談体制として、自死遺族と連携し茅ヶ崎わかち合いの会を3月に開催した。	・遺族等への相談体制として、令和6年度の支援を踏まえ、自死遺族支援につながる手法を引き続き検討していく。	保健予防課
7-(2)	学校、職場等での事後対応の促進	自殺対策推進事業(自殺対策の普及啓発)	・事後対応について、神奈川県のコネクションを活用し、学校や行政の支援者への助言を行い、正しい知識と対応方法を助言した。	・学校、職場で自殺があり相談があった場合は、支援者への助言を行い、正しい知識と対応方法を周知する。	保健予防課
7-(3)	遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進	自殺対策推進事業(自殺対策の普及啓発)	・茅ヶ崎わかち合いの会を開催し、遺族の分かち合いの場をつくり、自助グループ等の活動情報、相談窓口が掲載されたパンフレット等で情報提供を行った。	・遺族等の支援については、自助グループ等の活動情報、相談窓口が掲載されたパンフレット等で情報提供を行う。	保健予防課
7-(4)	遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	自殺対策推進事業(ゲートキーパー養成)	・新採用職員向けゲートキーパー養成研修を開催。茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会の部会を通して、職員の知識の普及を図った。	・庁内職員が遺族等に寄り添い適切な対応ができるように、新採用職員向けゲートキーパー養成研修、茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会の部会を通して、職員の知識の普及を図る。	保健予防課
7-(5)	遺児等への支援	家庭児童相談事業	・関係機関等からの通報などで関わったケースの中で、自傷行為や自殺企図などがある案件については、保健予防課や医療機関、児童相談所と連携を図りながら迅速な対応を行った。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を4回コースを7講座開催した。	・児童虐待や家庭での困り事を抱えた家庭を要保護児童対策地域協議会等として継続的な支援を実施する。その中で、自傷行為や自殺をほめかすケースについては、保健予防課や医療機関と連携を図りながら対応する。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を4回コースを8講座開催する。	こども育成相談課
7-(5)	遺児等への支援	児童・生徒指導事業【新規】	・家族等身近な人が亡くなった場合や突然、心身に影響を与えるような出来事が起こる等、緊急時に、学校教育指導課特別支援教育巡回相談員(心理士)を派遣し、教職員に対する心理教育を実施したり、児童・生徒、また、その保護者と直接面談を行ったりすることで、児童・生徒の命を守るための取組、学校・保護者と共有しながら進めていった。また、緊急の支援だけで終わりにせず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心理的及び福祉的側面からの支援を継続して実施することで、児童・生徒が自信を持って、安心してこれからの人生を歩むことができるよう取り組んだ。	・家族等身近な人が亡くなった場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心理的及び福祉的側面からの支援を実施する。また、緊急時には、学校教育指導課特別支援教育巡回相談員(心理士)を派遣し、教職員に対する心理教育を実施したり、児童・生徒との直接面談を行ったりして、児童・生徒の命を守る取組を推進する。	学校教育指導課
7-(5)	遺児等への支援	スクールカウンセラー配置活用事業【新規】	・R6年度スクールカウンセラーの相談件数は6,520件 ・その内訳は、小学校2,924件、中学校3,596件 ・最も多い相談は、不登校に関する相談で、全体の約28%	・児童・生徒に対するカウンセリング ・保護者に対するカウンセリング ・児童・生徒に関するアセスメント ・教職員に対するコンサルテーション(情報提供やケース会の参加) ・緊急時の対応(心理の専門家としての支援) ・心理に関する研修等の実施 ・学校課題への対応(不登校、いじめ等の対応) ・校内教育相談体制についての助言 ・スクリーニング会議等におけるアセスメントと助言(課題の早期発見・早期対応)	教育センター
7-(5)	遺児等への支援	青少年教育相談事業	・R6年度青少年教育相談室の相談件数は、2479件 ・その内訳は、電話相談316件、来所相談2,144件、訪問相談12件、要請相談は7件 ・最も多い相談は、不登校に関する相談で、全体の約67% ・「青少年教育相談のご案内」チラシを配布した。 ・「小・中学生の皆さんへ」チラシを年間2回配布した。	【電話相談は、青少年相談員、一般教育相談員及び心理相談員が担当】 ・青少年電話相談(青少年の様々な問題に関する相談) ・一般教育電話相談(学校・家庭等教育の問題に関する相談) ・「そだち」の電話相談(子どもの発達に関する相談) ・「こころ」の電話相談(一般教育相談を補充する教育全般に関する相談) ・いじめ電話相談(一般教育相談を補充するいじめに関する相談) 【来所相談は、心理相談員が担当】 ・来所による面接相談(悩みや不安に関する心理相談員による相談) ・「青少年教育相談のご案内」チラシの配布(4月)(相談事業の周知を図る) ・「小・中学生の皆さんへ」チラシの配布(5・8月)(児童・生徒に悩み等の相談窓口を周知するとともに、一人で悩まないように呼びかける)	教育センター
7-(5)	遺児等への支援	自殺対策推進事業(ゲートキーパー養成)	・新採用職員向けゲートキーパー養成研修を開催。茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会の部会を通して、職員の知識の普及を図った。	・遺児についても自殺のハイリスク者としてメンタルヘルスの視点を持って支援することが重要であり、ゲートキーパー養成研修を通して、適切な対応方法等の知識の普及を図っていく。	保健予防課
8	民間団体との連携を強化する				
8-(1)	民間団体の人材育成に対する支援	自殺対策推進事業(ゲートキーパー養成)	・ゲートキーパー養成研修の中で「自分のこころのケア」についても説明し、悩みを抱える方を支援する家族や知人が、自分自身の心の健康を維持できるような研修を開催した。	・障がい者施設、介護事業所等の民間団体から依頼があった場合は、活動分野に沿った研修資料を作成し、ゲートキーパー養成研修を行い、民間団体における人材育成を支援する。	保健予防課
8-(2)	地域における連携体制の確立	自立支援協議会	・自立支援協議会において、各部会の掲げるテーマに沿って、障がいのある方への支援体制の検討や現状の地域課題の抽出を行い、課題解決に向けた検討を行った。	・令和6年度に抽出された地域課題をもとに、各部会において課題解決に向けた取り組みを検討し、障がいのある方への多機関連携による支援体制の構築を目指す。 ・令和8年度以降の自立支援協議会の体制について見直しを行い、施策との運動性を高めるための取り組みを検討していく。	障がい福祉課
8-(2)	地域における連携体制の確立	地域生活支援拠点等整備事業【新規】	・自立支援協議会地域生活支援拠点等整備推進プロジェクトを6月～翌年2月まで5回開催し、先進市、有識者からのレクチャーを受けて理想の機能の抽出、向から着手すべきかの優先順位を協議した。	・自立支援協議会地域生活支援拠点等整備推進プロジェクトを引き続き2ヶ月に1回程度開催し、上半期は「緊急時の対応」について深く協議を行い、下半期には他の各機能について協議を進める。 ・安心生活支援事業の利用者登録、登録事業者を増加をすすめる。	障がい福祉課
8-(2)	地域における連携体制の確立	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(各施策の運動性の向上)	・地域における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(以下「にも包括」)の推進に向けて、地域の保健医療福祉に関わる機関と協力し、茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会を開催した。(開催日:令和7年3月24日)	・地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進に向けて、茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会を開催した。	保健予防課
8-(3)	民間団体の取組や相談事業に対する支援	市民活動サポートセンター管理運営業務【新規】	指定管理者と月1回のモニタリングを実施。モニタリングにおいて、問合せ・相談内容について報告を受け、必要に応じて協議を行った。また、サポートセンターや市民活動団体の紹介などをニュースレターを6回発行した。	指定管理者と月1回のモニタリングをとおして、施設の管理運営状況を確認するとともに、市民活動団体等からの相談内容を共有し協議を行う。	市民自治推進課
8-(3)	民間団体の取組や相談事業に対する支援	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(各施策の運動性の向上)	・民間団体や地域の抱える困難ケース対応について、神奈川県精神保健福祉センターが実施するコンサルテーションを実施した。	・民間団体から取組や相談があった場合は、コンサルテーションの開催や必要に応じて関係機関につなぎ支援を行っていく。	保健予防課
9	子ども・若者の自殺対策を更に推進する				
9-(1)	いじめを苦にした子どもの自殺の予防	いじめ問題対策連絡協議会事業【新規】	いじめ問題対策連絡協議会を3月に開催し、いじめ調査結果やいじめ防止対策調査会の答申について確認するとともに、関係機関といじめの防止等のための対策に関する情報交換や連絡調整を行った。	いじめ問題対策連絡協議会を下半期に開催し、学校でのいじめの対応や関係機関の状況を確認し、情報交換や連絡調整を行う。	こども育成相談課
9-(1)	いじめを苦にした子どもの自殺の予防	いじめ防止対策推進事業【新規】	・児童・生徒指導担当教員研究会等において、いじめの定義や認知について、また、こども家庭センターをはじめとした、他機関とのつながり等について、各学校教職員に研修を行うなどして、その周知と共有ができるよう推進した。 ・第5期「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」において、児童・生徒のSOSを早期にキャッチするための手法について、研究を進め、答申を出した。 ・「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」において、「心のコップ」の考え方を紹介するとともに、中学校区ごとに、小学校・中学校が連携して進められるいじめ防止について考え、話し合うなど、児童・生徒がいじめ防止に向けて主体的に取り組む機会を持つことができた。	・「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を本市全教職員が正しく理解し、「いじめはどの学校にも起こる」という認識の下、「いじめ0」ではなく「いじめ見逃し0」を目指し、各学校及び児童・生徒指導担当教員研究会等を通して、弁護士有資格員による「いじめ認知」に係る研修を推進していく。 ・いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じて各関係機関等と連携を図り、いじめの重大事態化を防ぐ。 ・「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」において、児童・生徒のSOSを早期にキャッチするための手法について、研究を進めていく。 ・「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」において、「茅ヶ崎市全体でできるいじめ防止」について児童・生徒同士で協議を行い、茅ヶ崎市として取り組むテーマについて考えるとともに、いじめに対する児童・生徒の主体性を育む。	学校教育指導課
9-(2)	学生・生徒等への支援の充実	児童・生徒指導事業【新規】	・児童・生徒の抱えている課題に応じて、各学校と青少年教育相談室、こども家庭センター、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進した。	・日頃から、児童・生徒とのコミュニケーションを大切に、何か困ったことがあったら相談してみようと思える関係性の構築に努めるとともに、学校生活アンケートや教育相談の機会だけでなく、心の教育相談員やスクールカウンセラー等への相談機会についても児童・生徒に周知することで、児童・生徒がSOSを発信しやすいような環境を整えていく。また、児童・生徒の抱える課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、スクールソーシャルワーカーを積極的に派遣し、適切な支援につなげていく。 ・児童・生徒の抱えている課題に応じて、各学校と青少年教育相談室、こども家庭センター、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進する。また、希死念慮等を持つ場合には、保健予防課等と情報を共有し、適切な支援に努める。	学校教育指導課
9-(2)	学生・生徒等への支援の充実	スクールカウンセラー*配置活用事業【新規】	・R6年度スクールカウンセラーの相談件数は6,520件 ・その内訳は、小学校2,924件、中学校3,596件 ・最も多い相談は、不登校に関する相談で、全体の約28%	・児童・生徒に対するカウンセリング ・保護者に対するカウンセリング ・児童・生徒に関するアセスメント ・教職員に対するコンサルテーション(情報提供やケース会の参加) ・緊急時の対応(心理の専門家としての支援) ・心理に関する研修等の実施 ・学校課題への対応(不登校、いじめ等の対応) ・校内教育相談体制についての助言 ・スクリーニング会議等におけるアセスメントと助言(課題の早期発見・早期対応)	教育センター
9-(2)	学生・生徒等への支援の充実	青少年教育相談事業	・R6年度青少年教育相談室の相談件数は、2479件 ・その内訳は、電話相談316件、来所相談2,144件、訪問相談12件、要請相談は7件 ・最も多い相談は、不登校に関する相談で、全体の約67% ・「青少年教育相談のご案内」チラシを配布した。 ・「小・中学生の皆さんへ」チラシを年間2回配布した。	【電話相談は、青少年相談員、一般教育相談員及び心理相談員が担当】 ・青少年電話相談(青少年の様々な問題に関する相談) ・一般教育電話相談(学校・家庭等教育の問題に関する相談) ・「そだち」の電話相談(子どもの発達に関する相談) ・「こころ」の電話相談(一般教育相談を補充する教育全般に関する相談) ・いじめ電話相談(一般教育相談を補充するいじめに関する相談) 【来所相談は、心理相談員が担当】 ・来所による面接相談(悩みや不安に関する心理相談員による相談) ・「青少年教育相談のご案内」チラシの配布(4月)(相談事業の周知を図る) ・「小・中学生の皆さんへ」チラシの配布(5・8月)(児童・生徒に悩み等の相談窓口を周知するとともに、一人で悩まないように呼びかける)	教育センター
9-(2)	学生・生徒等への支援の充実	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)【新規】	公設民営児童クラブ…27施設 登録人数…1,746人 開所時間…小学校終了時から午後7時(学校休業日は午前8時から午後7時)	・各小学校区に設置されている公設民営児童クラブの管理運営・運営支援を実施し、平日の放課後のほか、土曜日や夏休み等の長期休暇中の児童の安全・安心な居場所を創出する。	青少年課
9-(2)	学生・生徒等への支援の充実	小学校ふれあいプラザ事業【新規】	小学校ふれあいプラザ事業実績 年度中に開設したプラザ数…17 延べ開設日数…1,710日 延べ利用者数…23,242人	・放課後等に学校等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を提供するため、学校、保護者、地域の方々と組織された運営委員会により、小学校区ごとに小学校ふれあいプラザを開催する。パートナーと呼ばれる方々が見守る中で、児童が楽しく、自由に過ごすことができ、年齢の異なる児童同士の交流を深められるような居場所をつくる。	青少年課

重点施策	事業名	R6年度の事業実績	R7年度実施予定の事業内容	担当課
9-(2) 学生・生徒等への支援の充実	ネットパトロール事業【新規】	令和6年度インターネット上の監視状況 サイト監視数(中学校/小学校)…37,584 報告件数(中学校/小学校)…749	・インターネット上でSNSの書き込み検索等を継続的に行い、市内の児童・生徒が悩んでいる様子等をキャッチし、学校と連携する中で、適切な対応につなげる。	青少年課
9-(3) SOSの出し方に関する教育*等の推進	SOSの出し方に関する教育*【新規】	・西浜小学校・小出小学校・鶴が台小学校・萩原中学校において、講師をお招きし、「生命(いのち)の安全教育」を実施。また、市内小・中学校管理職及び教育委員会を対象とした「生命(いのち)の安全教育」を実施した。 ・令和6年度いじめ防止サミットにおいて、市内小・中学校出席者に向けて「心のコップ」を題材に、他者理解を深める考え方について紹介するとともに、各学校での普及につなげられるよう、データの配布を行った。	・年度当初の校長会で「困難を抱える児童・生徒を早期に把握し、積極的・組織的な相談・支援体制の充実を図る」ことの重要性について、共通理解を図るとともに、その中で、児童・生徒のSOSを察知できる校内支援体制の強化と児童・生徒が周囲の大人にSOSを出せる方法を学ぶ機会をつくることについて、確認していく。 ・校長会や児童・生徒指導員研究会を通じて、各学校における「生命(いのち)の安全教育」推進を促す。 ・道徳の授業等を通じて、人の心を「嫌なことがあると水が溜まるコップ」に見立てた「心のコップ」の考え方を紹介するとともに、自己の心を見つめ、様々な方法でSOSを出すことの大切さを伝えていく。	学校教育指導課
9-(4) 子どもへの支援の充実	家庭児童相談事業	・関係機関等からの通報などで関わったケースの中で、自傷行為や自殺企図などがある案件については、保健予防課や医療機関、児童相談所と連携を図りながら迅速な対応を行った。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を5回コースを7講座開催した。	・児童虐待や家庭での困り事を抱えた家庭を要保護児童対策地域協議会等として継続的な支援を実施する。その中で、自傷行為や自殺をほのめかすケースについては、保健予防課や医療機関と連携を図りながら対応する。 ・子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」2歳児講座を1日コースを6講座、3歳児以上の講座を4回コースを8講座開催する。	こども育成相談課
9-(5) 若者への支援の充実	女性のための相談事業	【女性のための相談室の相談件数】 電話相談：884件 面談相談：253件 法律相談：75件 【市内DVネットワーク会議】 1回開催 【デートDV予防講座】 3校で実施 【デートDV予防リーフレットの配布】 市立中学校13校の3年生全員に配布 【女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展】 11月11日～15日 市役所市民ふれあいプラザ 11月18日～23日 男女共同参画推進センター	・女性のための相談室を運営し、電話、面談相談を通じて相談者の抱える悩みの解決のための支援につなげる。 ・市内DVネットワーク会議を開催し、関係課かいたの情報共有を行う。 ・希望した市内の市立中学校2校にデートDV予防講座の実施を予定している。また、人権教育を担当する教職員に対しデートDV予防講座の実施を予定している。 ・市内全ての市立中学に通学している3年生に対してデートDV予防リーフレットの配布を予定している。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～11/25)にパネル展の実施を予定している。	多様性社会推進課
9-(5) 若者への支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業	令和6年度は昨年度に比べ増加傾向。物価高騰の影響により経済に与える影響があったことや社会的に孤立していることで精神的な課題や就職活動が困難な相談が多くあった。そのため家計改善支援、就労支援、就労準備支援の件数は増えています。就労は決定したものの経済的支援を受けやすい状況にあり、引き続き、支援や見守りが必要となるケースもみられる。 【相談状況】 令和5年度 305件 令和6年度 443件 【支援状況】プラン作成件数 令和5年度 76件 令和6年度 94件	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク等については、関係機関へ緊急、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・失業等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う。 ・生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 ・実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 ・生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 ・生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
9-(5) 若者への支援の充実	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・精神科医師によるこころの健康相談では、若者からの相談があった際には、各課と協力しながら相談対応を行った。	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
9-(6) 知人等への支援	自殺対策推進事業(ゲートキーパー養成)	・ゲートキーパー養成研修の中で「自分のこころのケア」についても説明し、悩みを抱える方を支援する家族や知人が、自分自身の心の健康を維持できるよう研修を開催した。	・ゲートキーパー養成研修の「自分のこころのケア」を通して、悩みを抱える方を支援する家族や知人が、自分自身の心の健康を維持できるように支援する。	保健予防課
9-(6) 知人等への支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)	・精神科医師によるこころの健康相談では、知人からの相談があった際には、各課と協力しながら相談対応を行った。	・精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。	保健予防課
9-(7) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備	自殺対策推進事業(各施策の運動性の向上)	・茅ヶ崎市自死(自殺)庁内連絡会の部会などを通して、子どもに関わる関係各課と10月に部会を開催し連携を図った。	・茅ヶ崎市自死(自殺)庁内連絡会の部会などを通して、子どもに関わる関係各課と連携し、自殺対策を推進するための体制整備を検討する。	保健予防課
10 勤務問題による自殺対策を更に推進する				
10-(1) 長時間労働の是正に向けた普及啓発	労働市民会館の管理運営	学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座・セミナーを年間通して実施した。また、キャリアカウンセラーによる就労・就労サポートコーナー(週月～金)では年間1,265名、社会保険労務士による相談会(月3回)では年間64名の相談を実施した。	学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座・セミナーを実施する。また、キャリアカウンセラーや社会保険労務士による相談事業を実施する。	産業観光課
10-(1) 長時間労働の是正に向けた普及啓発	自殺対策推進事業(自殺対策の普及啓発)	・合同企業説明会でメンタルヘルスや相談窓口に関するパンフレットを配布し、普及啓発を行った。	・長時間労働の是正、ハラスメント防止対策については、過労死等が無く仕事と生活を調和させ、働き続けることができるように、企業への学び講座を通して職場のメンタルヘルスについて、正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課
10-(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	地域・職域連携推進協議会【新規】	8月に地域・職域連携推進協議会を開催し、職場におけるメンタルヘルス対策について、市民まなび講座の活用や相談先の周知を行った。また管内の茅ヶ崎商工会議所、寒川町商工会会員の各事業所にアンケート形式による意識調査を行った。下半期には、意識調査をもとに、事業所に対して保健師が健康づくりのヒアリングを実施したり、学識者が参画する研修会を開催した。研修会では、グループワークを行い、その中でメンタルヘルスについて話し合い、課題や対応についての共有を行った。	昨年度同様8月に地域・職域連携推進協議会を開催し、職場におけるメンタルヘルス対策について、市民まなび講座の活用や相談先の周知を行う。また、年間を通して、職場での健康づくりに関して協力可能と回答した事業所に要望を聞きながら、講座の実施などの支援をしていく。2月に、関係機関向けに研修会を開催し、働く世代のメンタルヘルス対策についても知識を深めていく。	地域保健課
10-(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	精神障がい者等相談・訪問指導事業(普及啓発)	・保健所管内の福祉施設職員の対して、「働く人のメンタルヘルス」をテーマに研修を実施した。	・心の病気の理解、関わりについて学ぶことを目的に「心のサポーター養成研修」の対象を民生委員や自治会、企業など、受講者の拡大を検討していく。	保健予防課
10-(3) ハラスメント防止対策の普及啓発	労働市民会館の管理運営	学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座・セミナーを年間通して実施した。また、キャリアカウンセラーによる就労・就労サポートコーナー(週月～金)では年間1,265名、社会保険労務士による相談会(月3回)では年間64名の相談を実施した。	学生、若者、女性、高齢者、障がい者など幅広い方を対象とした就労支援講座・セミナーを実施する。また、キャリアカウンセラーや社会保険労務士による相談事業を実施する。	産業観光課
10-(3) ハラスメント防止対策の普及啓発	自殺対策推進事業(自殺対策の普及啓発)	・合同企業説明会でメンタルヘルスや相談窓口に関するパンフレットを配布し、普及啓発を行った。	・長時間労働の是正、ハラスメント防止対策については、過労死等が無く仕事と生活を調和させ、働き続けることができるように、企業への学び講座を通して職場のメンタルヘルスについて、正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課
11 女性の自殺対策を更に推進する				
11-(1) 妊産婦への支援の充実	女性のための相談事業	女性のための相談室の相談件数】 電話相談：884件 面談相談：253件 法律相談：75件 【市内DVネットワーク会議】 1回開催 【デートDV予防講座】 3校で実施 【デートDV予防リーフレットの配布】 市立中学校13校の3年生全員に配布 【女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展】 11月11日～15日 市役所市民ふれあいプラザ 11月18日～23日 男女共同参画推進センター	・女性のための相談室を運営し、電話、面談相談を通じて相談者の抱える悩みの解決のための支援につなげる。 ・市内DVネットワーク会議を開催し、関係課かいたの情報共有を行う。 ・希望した市内の市立中学校2校にデートDV予防講座の実施を予定している。また、人権教育を担当する教職員に対しデートDV予防講座の実施を予定している。 ・市内全ての市立中学に通学している3年生に対してデートDV予防リーフレットの配布を予定している。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～11/25)にパネル展の実施を予定している。	多様性社会推進課
11-(1) 妊産婦への支援の充実	母子訪問指導事業	・産婦の1か月健診でのエジソン産後うつスケールによる産後うつ病の早期スクリーニングの活用や、産科医療機関との連携等を迅速に実施した。 ・専門職による乳児全戸訪問や母子訪問では、エジソン産後うつ病スケール(以下EPDS)と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後うつ病のスクリーニングを実施し、適時、地区担当保健師の継続支援、産科や精神科、心療内科等医療機関との連携を行った。また、産後ケア事業、ヘルパー事業の紹介等、母子の状況やニーズに応じた支援を行うことができた。	専門職による乳児全戸訪問や母子訪問において、エジソン産後うつ病スケール(以下EPDS)と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて産後うつ病のスクリーニングを実施する。必要に応じて、地区担当保健師の支援、産科や精神科、心療内科等の医療機関との連携や産後ケア事業、ヘルパー事業の紹介等、母子の状況やニーズに応じた支援を行う。	こども育成相談課
11-(1) 妊産婦への支援の充実	産後ケア事業【新規】	・産後ケア事業を希望する母子について、状況やニーズ等に合わせて、通所・訪問型・宿泊型のサービスを組み合わせ、柔軟に事業を実施することが出来た。 ・産後ケア受託事業者と地区担当保健師、母子保健コーディネーター等が連携し、継続的な母子の支援を実施することが出来た。	・産後ケア事業を希望する母子について、母子保健コーディネーター等が話を伺いながら、事業を案内する。また、乳児全戸訪問事業等の訪問時や電子申請等の活用により、迅速で母子に負担のないサービス利用を促していく。 ・産後ケア受託事業者と連携し、授乳支援や育児手技獲得の支援、休息の提供等を通じて、産後の母子の心身のケアを行う。	こども育成相談課

重点施策	事業名	R6年度の事業実績	R7年度実施予定の事業内容	担当課
1-1-(2) コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援	女性のための相談事業	<p>女性のための相談室の相談件数】 電話相談：884件 面談相談：253件 法律相談：75件</p> <p>【市内DVネットワーク会議】 1回開催</p> <p>【デートDV予防講座】 3校で実施</p> <p>【デートDV予防リーフレットの配布】 市立中学校13校の3年生全員に配布</p> <p>【女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展】 11月11日～15日 市役所市民ふれあいプラザ 11月18日～23日 男女共同参画推進センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための相談室を運営し、電話、面談相談を通じて相談者の抱える悩みの解決のための支援につなげる。 市内DVネットワーク会議を開催し、関係課かいたの情報共有を行う。 希望した市内の市立中学校2校にデートDV予防講座の実施を予定している。また、人権教育を担当する教職員に対してデートDV予防講座の実施を予定している。 市内全ての市立中学に通学している3年生に対してデートDV予防リーフレットの配布を予定している。 女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）にパネル展の実施を予定している。 	多様性社会推進課
1-1-(2) コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援	生活困窮者自立相談支援事業	<p>令和6年度は昨年度に比べ増加傾向。物価高騰の影響により経済に与える影響があったことや社会的に孤立していることで精神的な課題や就職活動が困難な相談が多くあった。そのため家計改善支援、就労支援、就労準備支援の件数は増となっている。就労は決定したものの経済情勢の影響を受けやすい状況にあり、引き続き、支援や見守りが必要となるケースもみられる。</p> <p>【相談状況】 令和5年度 305件 令和6年度 443件 【支援状況】プラン作成件数 令和5年度 76件 令和6年度 94件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、精神疾患等によるハイリスク者等については、関係機関へ緊急、必要に応じてプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 失業者等による生活困窮者に対し、関係機関への同行や就労支援員による就労支援などを行う。 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定する。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援を行う。 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し、必要に応じて、子どもの学習・生活支援事業等による支援を実施する。 実施機関等が、本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供するうえでの留意事項を共有するため、支援調整会議を実施する。 生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う。 	地域福祉課
1-1-(2) コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援	精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師によるこころの健康相談では、女性から相談があった際には各課と協力しながら相談対応を行った。 他部署からの依頼、また困難事例について神奈川県精神保健福祉センターにコンサルテーションを依頼し、3回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談では相談者の悩みを伺い、必要時は関係機関につなげ支援を行う。 	保健予防課